

39	環境局	地球温暖化の防止	
事業概要	<p>東京は資源・エネルギーを大量に消費している世界的な大都市であり、積極的に地球温暖化防止に取り組む責務がある。このため平成18年12月に都が策定した「10年後の東京」において、CO₂排出量を2020年（平成32年）までに2000年（平成12年）比25%削減するという目標を提起し、地球温暖化防止対策を推進している。</p>		
これまでの経過	<p>○平成12年12月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」公布</p> <p>○平成13年3月 「地球をまもる都庁プラン」策定 →「地球温暖化対策都庁プラン」（平成17年8月）改正 東京都の事務事業に係る温室効果ガス排出削減に向けた実行計画を定めた。</p> <p>○平成14年「地球温暖化対策計画書制度」及び「建築物環境計画書制度」の運用開始</p> <p>○平成17年3月 「環境確保条例」改正 「地球温暖化対策計画書制度」及び「建築物環境計画書制度」の強化、「エネルギー環境計画書制度」及び「家電製品等の省エネラベリング制度」の創設、「マンション環境性能表示」の広告表示の義務付け</p> <p>○平成18年4月「地球温暖化対策計画書制度」の対象拡大（300事業所増）、再生可能エネルギー戦略の策定、新・自動車環境管理計画書制度の施行</p> <p>○平成19年1月 「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」取組開始</p> <p>○平成19年6月 「気候変動対策方針」の策定</p> <p>○平成20年3月 東京都環境審議会答申「環境確保条例の改正について」</p> <p>○平成20年3月 新たな「東京都環境基本計画」の策定</p> <p>○平成20年7月 「環境確保条例」改正 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の導入、「地球温暖化対策報告書制度」の創設、「建築物環境計画書制度」の強化等</p> <p>○平成21年5月 I C A P加盟</p> <p>○平成22年3月 「東京における気候変動対策の成果と展開」の発表</p> <p>○平成22年4月 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」及び「地球温暖化対策報告書制度」の開始</p> <p>○平成23年5月 東日本大震災による電力不足に対応するため、「電力対策緊急プログラム」を策定</p> <p>○平成24年3月 「温室効果ガス削減都庁行動計画」の策定</p> <p>○平成24年5月 「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」の策定</p>		
現在の進行状況	<p>○次の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー環境計画書制度」の推進（平成26年度の対象電力供給事業者29社） ・「建築物環境計画書制度」の推進（平成27年3月末時点、全2,878件） ・中小規模事業所に対する省エネ対策の推進（研修会実施、省エネ診断実施） ・「屋根ちから」ソーラープロジェクトの展開 ・「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」及び「地球温暖化対策報告書制度」の展開 ・家庭の省エネアドバイザー事業の実施 		
今後の見通し	<p>・環境基本計画及び環境確保条例等に対応した各種施策を具体化し、その着実な実施を図っていく。</p>		
問い合わせ先	<p>環境局 総務部 環境政策課 環境局 地球環境エネルギー部 計画課</p>	電話	<p>03-5388-3429 03-5388-3565</p>